

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和6年5月1日(2024.5.1)

【国際公開番号】WO2022/249409

【出願番号】特願2023-523875(P2023-523875)

【国際特許分類】

H 01M 50/242(2021.01)
 B 60K 1/04(2019.01)
 H 01M 50/249(2021.01)
 H 01M 50/291(2021.01)
 H 01M 50/244(2021.01)
 H 01M 10/613(2014.01)
 H 01M 10/625(2014.01)
 H 01M 10/6556(2014.01)

10

【F I】

H 01M 50/242
 B 60K 1/04 Z
 H 01M 50/249
 H 01M 50/291
 H 01M 50/244 A
 H 01M 10/613
 H 01M 10/625
 H 01M 10/6556

20

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月20日(2021.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電動車両用のバッテリを収容するバッテリケースであって、
 前記バッテリケースの車両幅方向の左右側壁を構成し、車両前後方向に沿って延設される一対のサイドフレームと、

前記バッテリケースの内部空間を車両前後方向に区画し、一方の前記サイドフレームから他方の前記サイドフレームまで延設されるクロスメンバと、

前記サイドフレームの外側面に固定され、前記バッテリケースを車体に取り付けるためのサイドブラケットと、を備え、

前記サイドフレームは、当該サイドフレーム内において車両幅方向に延設されるフレムリブを有し、

前記サイドブラケットは、当該サイドブラケット内において車両幅方向に延設されるブラケットリブを有し、

前記クロスメンバは、当該クロスメンバ内において車両幅方向に延設されるメンバリブを有し、

前記フレームリブの前記クロスメンバ側の端部と、前記メンバリブの前記サイドフレム側の端部とが車両上下方向において対応するように配置されている、

バッテリケース。

40

50

【請求項 2】

請求項 1 に記載のバッテリケースであって、
前記ブラケットリブの前記サイドフレーム側の端部と、前記フレームリブの前記サイド
ブラケット側の端部とが車両上下方向において対応するように配置されている、
バッテリケース。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載のバッテリケースであって、
前記サイドブラケットは、
前記サイドフレームの前記外側面に当接する当接部と、
前記バッテリケースの底部を下側から支持する支持部と、を備える
バッテリケース。

10

【請求項 4】

請求項 3 に記載のバッテリケースであって、
前記フレームリブは、車両上下方向に所定の間隔をあけて複数設けられ、
前記当接部の上端と、一の前記フレームリブのサイドブラケット側の端部とが車両上下
方向において対応するように配置されている、
バッテリケース。

【請求項 5】

請求項 3 又は 4 に記載のバッテリケースであって、
前記支持部の下面と、前記バッテリケースの前記底部の下面とが車両上下方向において
対応するように配置されている、
バッテリケース。

20

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれか 1 つに記載のバッテリケースであって、
前記サイドブラケットは、前記サイドブラケット内を前記ブラケットリブにより仕切る
ことで、車両前後方向に延設される通路を備え、
前記通路は、前記電動車両に設けられる車載装置を冷却するための冷媒通路である、
バッテリケース。

【請求項 7】

請求項 1 から 6 のいずれか 1 つに記載のバッテリケースであって、
前記一対のサイドフレームは、車両前後方向に沿って車両幅方向における互いの間隔が
徐々に狭くなるよう湾曲形成されている、
バッテリケース。

30

40

50